

忠ナフシテ大職ヲ望、大國ヲ領センコトヲ思フ、此過分ノ奢侈也、諸人ヲ惱亂セシムルノ端也、天下ノ大亂ノ根也、幼君ノ威ヲ破リ、國家ヲ亡スノ逆臣也、不忠、不道、不知恩、其大罪一ニ非ズ、如是人其罰可重、此ヲ見聞シテ侍所ニ訴ル者ハ、大忠タリ、貴賤上下ニヨラズ、恩賞最深カルベシ、忘失スルコトナカレ、付無位威貴ニ身ヲ嚴リ、婆娑羅ヲ好ム、是又過奢ト慢トナリ、大ニ可禁之事

右條々堅申定給ヌ、若違犯ノ輩於有之者、貴賤ヲ不論、罪禍可順、法者也、仍掟如件

貞治七年二月二日

武藏守判

〔早雲寺殿廿一箇條〕一第一佛神を信じ申べき事

一朝はいかにもはやく起べし、遅く起ぬれば、召仕ふ者まで由断しつかはれず、公私の用をかくなり、はたしては必主君にみかざられ申べしと、ふかくつゝしむべし、

一ゆふべには、五ツ以前に寝しづまるべし、夜盜は必子丑の刻に忍び入者也、宵に無用の長雑談、子丑にねいり、家財をとられ損亡す、外聞しかるべからず、宵にいたづらに焼すつる薪灯をとりをき、寅の刻に起、行水拜みし身の行儀をと、のへ、其日の用、妻子家來の者共に申付、扱六ツ以前に出仕申べし、古語には、子にふし寅に起よと候得ども、それは人により候、すべて寅に起て得分有べし、辰巳の刻迄臥ては、主君の出仕奉公もならず、又自分の用所をもかく、何の謂かあらん、日果むなしかるべし、

一手水をつかはぬさきに、厠より厩庭門外迄見めぐり、先掃除すべき所を、にあひの者にいひ付、手水をはやくつかふべし、水はありものなればとて、たゞうがひし捨てからず、家のうちなればとて、たかく聲ばらひする事、人には、ゝからぬ體にて聞にくし、ひそかにつかふべし、天に踏地に踏すといふ事あり、